

小学校体育授業時における異物の嚥下・迷入による災害発生状況の分析 ～2022年度統計の分析結果より～

山 崎 雅 史

園田学園女子大学

小学校体育授業時における災害発生件数はどの教科等よりも多い。眼に異物が入る災害は、一步間違えれば重大事故に繋がりがねないにも関わらず、体育の時間におけるそれらの発生状況については、これまで明らかにされてこなかった。独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程によると、眼に砂が入る災害は、異物の嚥下又は迷入及びこれらに起因する疾病に分類されていることがわかる。そこで、本研究では、小学校体育授業時における異物の嚥下・迷入による災害の発生状況を分析することを目的とした。

スポーツ振興センターが2022年度に給付を行った災害のうち、該当する198件の災害発生時の状況を読み取り、性別、学年別、部位別、発生要因別（環境、他者の行動等）、影響因子別（砂・土・埃、手・指等）に分類を行い、分析を行った。

全体の85.9%にあたる170件が眼で発生していること、砂・土・埃が眼に入ることにより発生した件数は、126件であり全体の63.6%を占めていることが明らかとなった。他者の行動が要因となり、手・指が眼に入る災害が全体の7.6%で発生していた。また、これまで障害見舞金が給付された眼部における災害の発生状況をもとに、重大事故に繋がりがねない災害として抽出すると9件が発生しており、それらはいずれも他者の行動が要因となり、体の一部や何らかの物が眼に当たることで生じていることが明らかとなった。以上のことから、重大事故防止のためには、他者の行動による眼部の災害発生を生じさせないように、人と人、人と物とが接触しにくくなるための場の設定や活動場所の確保、ルールや用具の工夫等をしなければならないことが示唆された。

キーワード 学校安全、事故防止、児童の負傷、眼

I. はじめに

幼児期における砂遊びには、様々な教育効果があることが報告されている^{1) 2)}。小学校においても生活科や図画工作科では、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説（以下、「解説」とする。）において、内容の例示として砂場での活動が挙げられ、教科学習の場で砂が用いられている^{3) 4)}。また、幼小接続の観点から、小学校での砂遊びや教科学習としての砂の使用と、幼児期における砂遊びとの関連性について報告している研究も見受けられた^{5) 6)}。小学校入学直後には、幼児期に慣れ親しんだ砂遊びをすることで、情緒を安定させるという効果があることも報告されている⁷⁾。一方、体育科で砂を用いる場面と言えば、幅跳びや走り幅跳びの着地場所としての使用が挙げられる。解説体育編においても、幅跳び

をする砂場などの危険物を取り除くことが記載されていることから、着地場所として砂場を想定していることがわかる⁸⁾。また、別の視点から授業時間中の砂について捉えると、集合時や待機時における砂遊びが浮かぶ。小学校での体育の授業時間中に、児童が集まり、座っている場面や、座って順番待ちをしている場面で、砂に絵を描いたり、砂をいじったり、砂で山を作ったりしている子どもの姿をよく目にする。そして、いざ立ち上がって活動に移る際に、手を払ったり、お尻を払ったりする中で、友だちの眼に砂が入ったという事案も多々生起していると思われる。これらの事案も含め、小学校では体育の時間における災害発生件数が各教科等の中で、最も多くなっていることが報告されている⁹⁾。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「スポーツ振興センター」とする。）は2022年度に給

付を行った災害について、「学校等の管理下の災害 [令和5年版]」にまとめている。これまで述べてきた眼に砂が入る事案は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程によると、異物の嚥下又は迷入及びこれらに起因する疾病に分類されるが、本稿では負傷と疾病を纏めた「災害」という言葉を用いることとする。

2022年度に給付された各教科等における異物の嚥下・迷入による災害件数を調べると、体育200件、図画工作176件、理科110件、道徳54件、総合的な学習の時間41件となっており、体育の時間における件数が最も多かったことが報告されている¹⁰⁾。2017年度から2021年度の5年間も同様に体育の時間における件数が最も多くなっていた。前述してきたような、砂が眼に入る事案が死亡、障害や重度の負傷を伴う重大事故に発展する可能性はかなり低く、このような事案が200件のうちの大半を占めていると思われる。しかし、眼に異物が入る事案として捉えると、少数であれ障害や重度の負傷を伴う重大事故に繋がりがかねない事案が潜んでいるかもしれない。2022年3月に閣議決定された第3次学校安全の推進に関する計画の目指す姿に、学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させることと明記されている¹¹⁾。

以上のことから、本研究では、小学校体育授業時における異物の嚥下・迷入による災害の発生状況を分析することを目的とした。

II. 方法

1. データ

学校の管理下における災害情報は、スポーツ振興センターが災害共済給付制度により把握している。本研究では、小学校体育授業における異物の嚥下・迷入による災害に関するデータを扱う。毎年発行されている「学校の管理下の災害」及びスポーツ振興センターのホームページには、死亡・障害事例以外の災害発生時の状況は公開されていない。しかし、本研究では、災害発生時の状況をより詳細に分析することを目的としているため、災害発生時の状況が必要である。そこで、本研究の目的等を記した申請書をスポーツ振興センターへ提出し、データ提供依頼を行い、提供可能なデータのうち最新年度にあたる2022年度に給付のあった小学校体育授業時におけ

る異物の嚥下・迷入による災害発生時の状況に関する情報を入手した。提供を受けたデータは200件であった。

2. データの分析

まずは、200件のデータの災害発生時の状況の確認を行った。災害発生時の状況に記述されている文書は、災害共済給付制度を活用し、スポーツ振興センターに災害報告をする際に小学校が作成している文書である。内容を確認する中で、2件が異物の嚥下・迷入には該当しないと判断される報告が含まれていたため、その2件を除く198件について詳細な分析対象とした。性別、学年別に加え、スポーツ振興センターから得た災害発生時の状況をそれぞれ読み取り、部位、発生要因、影響因子別に分類を行った。部位は、眼、耳、口、鼻の4部位に分類を行った。発生要因は、環境が要因となって発生した災害、自分自身の行動が要因となって発生した災害、他者の行動が要因となって発生した災害の3要因に分類を行った。環境が要因となって発生した災害には、風で飛ばされた砂が眼に入った場合や片付け中に砂ぼこりが舞って眼に入った場合のように自然環境が要因となっているものを分類した。また、分類するにあたって、例えば走り幅跳びで着地後に砂が眼に入った場合や玉入れをしているときに上から砂が落ちてきて眼に入った場合のように、行動の不可抗力によるものや自身が意図せずに生じた災害については、環境が要因となり発生した災害として集計を行った。影響因子は、手・指、砂・土・埃、水、鉛筆等、災害発生部位に影響をもたらしたものとして分類を行った。

また、過去に小学校体育授業において、視力・眼球運動障害によりスポーツ振興センターが障害見舞金を給付している災害は、2005年度から2022年度の17年間に49件発生している。それらの発生状況を確認すると、体の一部や物が眼に接触することにより発生しているものが多かった。これらの観点から、本研究の198事例についても、体の一部や物が眼に接触した事例を重大事故に繋がりがかねない事例として抽出を行った。

3. 倫理的配慮

スポーツ振興センターにデータの情報提供を依頼するにあたって、本研究の概要を記した申請書を

表1. 性別、学年別、発生要因別件数の内訳

男子	発生要因			
	環境	自分	他者	合計
1年	5	9	7	21
2年	8	5	10	23
3年	7	4	6	17
4年	4	4	3	11
5年	8	4	10	22
6年	5	1	5	11
合計	37	27	41	105

女子	発生要因			
	環境	自分	他者	合計
1年	6	2	6	14
2年	5	6	10	21
3年	10	5	4	19
4年	2	2	4	8
5年	8	3	6	17
6年	9	1	4	14
合計	40	19	34	93

提出し、審査を受けて情報提供を受けた。なお、本研究で扱うデータ資料に、個人情報に含まれていない。

Ⅲ. 結果

1. 性別、学年別、発生要因別分類

災害発生件数を性別、学年別、発生要因別に分類したものが表1である。男子の合計105件の内訳は、1年生21件、2年生23件、3年生17件、4年生11件、5年生22件、6年生11件となっていた。女子の合計93件の内訳は、1年生14件、2年生21件、3年生19件、4年生8件、5年生17件、6年生14件となっていた。総数としては男子の方が多かったものの、3年生と6年生においては女子の方が、発生件数が多くなっていた。また、男女ともに、学年とともに増加する傾向や減少する傾向は見られなかった。

発生要因別にみると、男子では、他者の行動が要因となり発生した災害が41件と最も多く、全体の39.0%を占めていた。女子では、環境が要因となり発生した災害が40件と最も多く全体の43.0%を占めていた。男女ともに、自分自身の行動が要因となって発生した件数が他の2要因に比べ少なくなっていた。発生要因と学年との間には、男子の自分の行動が要因となり発生した災害のみに減少傾向が見られた。

2. 部位別、発生要因別分類

災害発生時の状況を、部位別、発生要因別に分類したものが表2である。部位別では、眼170件、耳20件、口6件、鼻2件となり、全体の85.9%が眼で発生していたことがわかった。さらに発生要因別では、環境が要因となっている災害が77件、自分自身の行動が要因となっている災害が46件、他者の行動

表2. 部位別、発生要因別件数の内訳

		発生要因			
		環境	自分	他者	合計
部位	眼	70	35	65	170
	耳	7	9	4	20
	口	0	1	5	6
	鼻	0	1	1	2
合計		77	46	75	198

が要因となっている災害が75件となっており、環境が要因となっている件数と他者の行動が要因となっている件数がほぼ同数であった。部位別、発生要因別に見ると、最も多かったのが、環境が要因となり眼で発生した災害であり、全体の35.4%を占め、次いで多かったのが、他者の行動が要因となり、眼で発生した災害であり、全体の32.8%を占めていた。これらの災害は他者と被災児童が接触したことにより発生したという結果を表している。口や鼻で発生した件数は少なく、環境が要因となって発生した災害はなかった。

3. 影響因子別、部位別、発生要因別分類

災害発生時の状況を影響因子別、部位別、発生要因別に分類したものが表3である。影響因子で最も多かったものは137件の砂・土・埃であった。次いで手・指が15件と多くなっていた。砂・土・埃による災害の発生要因は環境、自分、他者のいずれにおいても発生していたが、手・指による災害の発生要因は他者によるもののみとなっていた。要するに人と人とが接触しうる空間で共に活動をした結果、手・指が他者の眼に接触し災害が発生している。

件数が多かったのは、環境が要因となり砂・土・埃による眼の災害66件（33.3%）、他者の行動が要因となり砂・土・埃による眼の災害36件（18.2%）、自分自身の行動が要因となり砂・土・埃による眼の

災害24件（12.1％）、他者の行動が要因となり手・指による眼の災害15件（7.6％）、自分自身の行動が要因となり砂・土・埃による耳の災害6件（3.0％）の順となっていた。小学校体育の時間における嚥下・迷入による災害の69.2％が砂・土・埃による災害となっていた。他の影響因子としては、文房具として鉛筆やのり、紙、バインダーが、用具として石灰、帽子、傘、縄、トンボ、浮島、扇、ボール、コーンバーが、自然環境として木の実、音、太陽、汗、虫があった。水が影響因子となり8件の災害が発生していたが、これらはいずれも水泳の時間に耳や眼に水が入ることにより発生していた。

4. 重大事故に繋がりがねない災害発生時の状況

198件の災害発生時の状況を読み取り、重大事故に繋がりがねない9件を抽出したものが表4である。抽出するにあたって、これまでに発生し、障害見舞金が給付された事案の発生状況を参考にした。

学年及び性別には偏りがなく、いずれの学年及び性別においても重大事故に繋がりがねない災害が発生していることが明らかとなった。災害部位についてはいずれも眼で発生しており、いずれも他者の行動が要因となって発生している災害であった。また、影響因子では、他者の体の一部が眼に入った災害として、手・指で3件発生しており、そのうちの2件は、1球のボールを2人が同時に捕る動作中に発生していた。さらに、他者が手に持っている物が眼に入った災害として、傘2件、紙1件、鉛筆1件、帽子1件、扇1件で発生していた。

IV. 考察

2022年度に給付された、小学校体育授業時における異物の嚥下・迷入に関する災害について、発生時の状況をスポーツ振興センターに提供してもらい、198件の災害を性別、学年別、発生要因別、部位別、影響因子別に分類し、分析を行った。全体の85.9％

表3. 影響因子別、部位別、発生要因別件数の内訳

	部位 発生要因	眼			耳			口			鼻			合計
		環境	自分	他者	環境	自分	他者	環境	自分	他者	環境	自分	他者	
影響 因子	砂・土・埃	66	24	36	1	6	2			1		1		137
	手・指	15		15										15
	水	3			5									8
	石灰		2	2						1				5
	鉛筆		2	1										3
	アルコール		2	1										3
	帽子		1	2										3
	ウイルス									3				3
	傘			2										2
	縄		2											2
	木の実					2								2
	トンボ					1								1
	浮島			1										1
	扇			1										1
	食べ物							1						1
	音													1
	のり		1											1
	プラスチック													1
	太陽	1												1
	汗		1											1
	ボール			1										1
	コーンバー			1										1
	鼻栓												1	1
	紙			1										1
	バインダー			1										1
	虫				1									1
	合計	70	35	65	7	9	4	0	1	5	0	1	1	198

表4. 重大事故に繋がりがねない事故事例

学年	性別	災害部位	発生要因	影響因子	災害発生時の状況
1	男	眼	他者	紙	体育の授業中に、体育館で体力テストをしようと並んでいたところ、誰かの記録カードが左目に当たり、痛くなった。
1	女	眼	他者	鉛筆	校庭で体育の授業の終了時、並ぼうとしているときに、他児が手に持っていた鉛筆を本人へ向けた。向けた鉛筆の先が目に入った。
2	男	眼	他者	帽子	体育の授業の終わりに紅白帽子が落ちていたため、同じクラスの児童が拾って被災児童の頭にかぶせた。勢いよくかぶせたため、紅白帽子が被災児童の両目に入ってしまった。
2	女	眼	他者	手・指	体育館で、体育の授業中に見学をしていた。体育館の窓際のベンチに腰掛けしている友達を驚かそうとして、近づいたとき、驚いた友達の手指の爪が、本人の目に入り負傷した。
3	男	眼	他者	手・指	体育の授業中に、体育館でハンドベースボールをしていたところ、フライを取ろうとした際、友だちと交錯し、友だちの指が目当たった。
4	男	眼	他者	傘	体育の授業中に、運動会の短距離走の練習のため、走る列に並んでいたところ、雨が急に降ってきて、隣の児童がさした傘の先が右眼に当たり、目が痛くなってしまった。
5	男	眼	他者	物	体育の授業中に、校庭でダンスをしていた際、他児の持っていた扇が右眼に当たった。また、舞い上がった砂が両目に入った。
5	女	眼	他者	手・指	体育の授業中に、体育館でバスケットボールをしていたところ、ボールの取り合いで相手の指が左目に当たり負傷した。
6	男	眼	他者	傘	体育科の授業中に、運動場で運動会の表現運動の練習で傘を使用していたところ、他児童が持っていた傘先が左眼に当たった。

にあたる170件が眼で発生していること、砂・土・埃が眼に入ることにより発生した件数は、126件であり全体の63.6%を占めていることが明らかとなった。影響因子別、部位別、要因別に分析し、発生件数が多かったのは順に、環境が要因となり砂・土・埃が眼に入る災害33.3%、他者の行動が要因となり砂・土・埃が眼に入る災害18.2%、自分自身の行動が要因となり砂・土・埃が眼に入る災害12.1%と砂・土・埃が影響因子となっている災害が上位を占めていた。次いで多かったのは、他者の行動が要因となり、手・指が眼に入る災害の7.6%であった。

以上のことから、小学校の体育の時間における異物の嚥下・迷入による災害の63.6%が何らかの要因により、眼に砂・土・埃が入ることにより発生している。これらの災害は、障害や重度の負傷を伴う災害には繋がりにくい。実際に、スポーツ振興センターのホームページに公開されている「学校等事故事例検索データベース」により2005年度から2022年度までの17年間に給付された障害見舞金のうち、視力・眼球運動障害の災害発生時の状況を確認したが、砂・土・埃が眼に入ったことによる災害は1件も発生していない¹²⁾。しかし、本研究で扱った災害共済給付が行われたデータは、療養に要する費用の額が5,000円以上のものであることから、災害発生後、

通院を伴っているものである。大事には至っていないものの、被災児童は痛みや違和感を伴い、当該学習時間中には支障をきたしていることが想起される。特に他者の行動が要因となっている災害については、授業中であることを鑑みると、教師の授業づくりや声かけ、指導等により防ぐことができるものもあるはずである。このような災害が起こっていることを教師が認識し、授業時における事故防止に活かさなければならない。また、他者の行動が要因となり、手・指が眼に入ることにより発生した災害は全体の7.6%で発生しており、これは、障害や重度の負傷を伴う災害に成り得るものである。というのも、過去に手・指が眼に入ることにより発生した災害に対して障害見舞金を支給している事例が存在するからである。その事例の災害発生時の状況は、「体育の授業中、体育館でポートボールをしていたところ、他の児童とぶつかり、他の児童の手が本児童の左眼にぶつかった。」というものである¹²⁾。表4に示した事例のうち、影響因子が手・指となっている3件いずれを見ても、障害や重度の負傷を伴う危険性があることは明らかである。

2005年度から2022年度の間に給付された障害見舞金の発生要因をみると、約70%が他者の行動が要因となり、体の一部や縄、鉛筆、紙、ラケット等の物

が眼に当たることで発生していることがわかる¹²⁾。これらをもとに、2022年度に給付のあった災害のうち、重大事故に繋がりがねない災害発生時の状況を読み取ると9件が該当していた。それらはいずれも他者の行動が要因となり、体の一部や何らかの物が眼に当たることで生じていることが明らかとなった。本研究の発生要因の分類は、あくまで各小学校から提出された災害発生時の状況を読み取り、分類したものである。表3にもあるとおり、例えば、並んでいるときに他者の持っているものが眼にあたった場合には、他者の行動を要因とした。しかし、なぜそれほどまで接近して並んでいたのか等について明らかにすることはできない。とはいえ、人と人との近い状況であったこと、そして眼に何らかの物が接触して災害が発生したことは事実である。被災児童がとった行動の背景まで読み取った分析ができない点は、本研究の限界である。

上地（2007）は、全負傷件数に対する眼部の負傷件数が占める割合に比べ、全障害件数に対する視力・眼球運動障害件数の占める割合の方が高いことから、眼部を負傷した場合、他の部位に比べ障害が残る確率が高くなることを述べている¹³⁾。また、服部（2023）は、2005年度からの15年間に発生した小学校体育授業時の災害を、障害種別を分析し、全障害件数に対する視力・眼球運動障害件数の占める割合が全体の18.6%を占め、外貌・露出部分の醜状障害に次いで、2番目に高かったことを報告している¹⁴⁾。

以上より、幸いにも障害や重度の負傷を伴う災害には至らなかった災害でも、人と人との接触する場面や、何らかの物を持っている人が近くにいる場面、ボールに手を伸ばす場面では、重大事故防止のための注意が必要となる。スポーツ振興センター（2020）は、眼の外傷の予防について、プレー環境の整備、プレー中の注意、ボール・バット等や他者との接触による衝撃から眼を保護するの3点を挙げている。児童自身がボールや他者の動きに注意したり、児童同士で声かけしたりすることについても、教師が児童に意識的に伝えていく必要がある。また、物理的に眼に直接接触することが無いように、保護眼鏡を着用することも挙げている¹⁵⁾。要するに、人と人、人と物との接触しにくくなるための場の設定や活動場所の確保、ルールや用具の工夫等をするとともに、教師がこれらの状況が重大事故に発

展する恐れがあることを認識しておかなければならない。さらに、本研究で抽出した9件の災害に性別や学年別の傾向は見られなかったことから、いずれの性別、学年においても発生する可能性があることも教師は認識しておく必要がある。

V. おわりに

「気をつける」や「よく見ておく」、「注意する」では事故を防ぐことはできない。スポーツ振興センターの災害共済給付情報は、これまで実際に起こった災害情報であり、膨大で貴重なデータである。これらを活用し、災害発生時の状況を分析し、具体的な事故防止策を検討することが、事故防止には欠かせない。本研究では、小学校体育授業における異物の嚙下・迷入による災害発生状況の分析を行った。全体の63.6%が眼に砂・土・埃が入ることで発生していることが明らかとなった。また、他者の手・指が眼に入る災害が全体の7.6%で発生し、重大事故に繋がりがねない災害は9件発生していた。

これまで筆者は、小学校体育授業における災害発生状況を概観したり⁹⁾、跳箱運動における災害発生状況を分析したりし¹⁶⁾、事故防止のための資料提供を行ってきた。本研究より、眼部における重大事故防止のためには、他者の行動による災害発生を生じさせないように、人と人、人と物との接触しにくくなるための場の設定や活動場所の確保、ルールや用具の工夫等をしなければならないことが示唆された。また、本研究を通して、眼への異物の嚙下・迷入による災害発生時の状況と視力・眼球運動障害に至った災害発生時の状況が類似していることが窺えた。眼の重大事故防止のための視力・眼球運動障害に至った災害発生時の状況分析は今後の課題である。

本研究の成果を含め、さらに、小学校体育授業時における災害発生時の状況を分析し、災害発生の傾向を明らかにするとともに、それらの情報から事故防止のためのポイント等を整理し、教師向け指導資料や児童向け学習教材を作成するなどして、体育授業における事故防止の推進に努めたい。

付記

本報告は、2024年8月4日に開催された日本セーフティプロモーション学会第18回学術大会において発表した内容、構成等をまとめ直したものである。

謝辞

本研究に際し、小学校の体育授業時における災害発生状況に関するデータ資料を独立行政法人日本スポーツ振興センターよりご提供いただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

利益相反

本研究において申告すべき利益相反はない。

引用文献

- 1) 笠間浩幸. 砂場と子ども. 東洋館出版社. 2001; 128-155.
- 2) 槇英子、當銀玲子. 砂場遊びに関する研究動向と今後の展望. 川村学園女子大学研究紀要. 2011; 22(1): 197-204.
- 3) 文部科学省. 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説生活科編. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_006.pdf (2024年8月20日閲覧)
- 4) 文部科学省. 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説図画工作編. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_008.pdf (2024年8月20日閲覧)
- 5) 槇英子他. 幼小接続における造形教育環境としての砂場. 千葉大学教育学部研究紀要. 2023; 71: 357-368.
- 6) 山崎幹子、圓入智仁. 小学校教育における砂場の活用に関する検討－遊びの事例と学習指導要領をふまえて－. 中村学園・中村学園大学短期大学部研究紀要. 2023; 55: 61-67.
- 7) 宗形潤子. 小学校入学間もない児童における「砂遊び」の教育的効果についての一考察. 野外交文化教育. 2016; 14: 25-41.
- 8) 文部科学省. 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_010.pdf (2024年8月20日閲覧)
- 9) 山崎雅史. 小学校体育の授業における学年別・性別負傷発生状況の概観. 発育発達研究. 2023; 95: 71-81.
- 10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター. 学校等の管理下の災害 [令和5年版]. 2023.
- 11) 文部科学省. 第3次学校安全の推進に関する計画. https://www.mext.go.jp/content/20220325_mxt_kyousei02_000021515_01.pdf (2024年8月21日閲覧)
- 12) 独立行政法人日本スポーツ振興センター. 学校等事故事例検索データベース. https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx (2024年8月21日閲覧)
- 13) 上地勝. 統計情報に基づく事故防止の取り組み～眼部の障害について～. 健康安全－東京支所だより－. 2007; 2-3.
- 14) 服部伸一. 小学校の体育授業における事故の実態－日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」の分析から－. 関西福祉大学研究紀要. 2023; 26: 113-124.
- 15) 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」. 2020: 20-22.
- 16) 山崎雅史. 児童の跳箱運動における学年別災害発生状況に関する研究. 安全教育学研究. 2023; 23(1): 53-60.

Research of swallowing or misplacement of a foreign body injuries to elementary school children in physical education: Based on the analysis of 2022 statistical data

Masashi Yamasaki

Sonoda Women's University

Key words: school safety, injuries prevention, injuries to elementary school children, eye